

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項の政令で定める特定施設から除くこと。  
（別表第一関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。  
（附則第一項関係）
- 二 罰則に関する経過措置を定めること。  
（附則第二項関係）